

自立支援医療（精神通院医療）を 受給しているみなさまへ

神戸市精神入院医療費助成制度を ご存じですか？

対象となる方（以下のすべてを満たす方）

- ① 入院日時点で神戸市内に住民登録がある
 - ② 精神科病床を有する病院で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく入院をした（措置入院は除く）
 - ③ 入院の期間が連続して90日以内である
 - ④ 自立支援医療（精神通院医療）を受給している、または退院日の翌日から起算して1か月以内に自立支援医療（精神通院医療）の申請をして、支給決定を受けた
- ※ 生活保護受給者や、福祉医療費の助成を受けられることができる方は対象外です

助成の内容

- ① 年度中の入院1回に限り助成します。
- ② 以下の金額と、支払った自己負担額（医療費）のうち低いほうの金額を助成します。

入院期間／年齢	69歳以下	70歳以上
1日から30日	11,800	5,000
31日から60日	23,600	10,000
61日から90日	35,400	15,000
91日以上	対象外	

申請方法

提出書類

- 退院後、aからcの書類を郵送してください。
- a. 精神入院医療費助成申請書兼請求書
 - b. 領収書の原本（入院期間が書いてあるもの）
 - c. 申請者の銀行口座通帳の写し

郵送先

〒650-8570
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市福祉局障害者支援課
精神入院医療費助成担当

詳しく知りたいときは（問い合わせ先）

神戸市ホームページ

神戸市精神入院医療費



神戸市総合コールセンター
☎ 078-333-3330
FAX 078-333-3314
(年中無休 午前8時～午後9時まで)

Q & A

●入院について

1	応急入院から医療保護入院となった場合は	対象となります
2	措置入院解除後、同一病院で継続して入院した場合は	措置入院解除後の、90日以内の入院は対象とします
3	「年度中の入院」とあるが、入院期間が年度をまたぐ場合は	退院日の属する年度の入院として扱います
4	転院して入院を継続した場合は	同じ病院での継続した入院を1回としますので、いずれかの入院について申請してください
5	「入院期間」には入院した日を含めるか	入院した日と退院した日を含めた期間です 例:①4月1日に入院、6月29日に退院 →入院期間は90日 対象となります ②4月1日に入院、6月30日に退院 →入院期間は91日 対象外です
6	91日以上入院をした場合も、90日以内の入院部分について助成が受けられるのか	1回の入院日数が90日以内の場合に本制度の対象となるため、連続91日以上入院は全て対象外です

●申請について

7	申請書類はどこで手に入るのか	以下の場所で配布しています ・入院された精神科病院（配布していない病院もあります） ・お住まいの区役所の保健福祉課 ・神戸市ホームページ
8	具体的な流れは	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">申請書類を提出</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">審査・決定（該当/非該当）</div> </div> <p>該当の場合：申請者の口座に助成金を振込み、決定通知書を郵送</p> <p>非該当の場合：不承認通知書を郵送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査では申請書類の不備や自立支援医療受給状況などを確認します ・申請から振込まで2か月程度かかる場合があります
9	提出した領収書は返却してもらえるのか	決定通知書/不承認通知書を郵送する際に、領収書の原本を返却します
10	区役所の窓口で申請できないのか	区役所窓口では申請書類を配布していますが、申請はできません。申請書類は表面に記載している郵送先へ郵送してください
11	申請はいつまでにすればよいか	退院日の翌日から1年以内まで申請することができます